

名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託

仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託」に適用する。

（業務名）

第2条 名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定業務委託

（業務場所）

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月13日（金）とする。

（業務の目的）

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

また、令和5年3月に策定した「名護市総合交通ターミナル整備基本計画」では、沖縄県北部地域の広域における都市拠点・交通結節点としての役割と、中心市街地における玄関口としての役割、求心性と波及性の両面を兼ね備えた施設としての整備が求められており、交通結節点とその周辺の集客施設が一体となった施設を整備することで市民や来訪者が公共交通を使い、歩いて名護のまちや北部地域を楽しめるようになり、持続可能な地域となることを目指すことが示されている。

本業務は、国のバスタプロジェクトによる整備も視野に入れたコミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能なターミナル機能を持ち、併せて水産振興等に資する施設や観光情報発信施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル実施計画（事業化検討）策定を行うものとする。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）
- (4) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画（令和4年度策定）
- (5) 第2次名護市都市計画マスタープラン（令和4年度策定）
- (6) 名護市条例
- (7) その他関係法令 等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やか

に甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

- (1) 交通結節点と集客施設等の整備手法・連携方法の具体化
賑わい拠点となる交通結節点と集客施設等の整備コンセプトや施設機能・規模を具体化し、施設間の動線計画や中心市街地との連携も加味した施設詳細配置案を検討する。また、施設整備手法については、他事例も含め、整備方式の検討・整理を行う。
- (2) 関係者との調整及び合意形成の支援
総合交通ターミナルの事業推進にあたっては、地域の関係者、交通事業者、各施設管理者をはじめ、様々な関係主体・関係機関等の理解と協力が不可欠である。
ターミナル整備の実現に向け、様々な関係主体・関係機関との意見交換を実施し、合意形成を図るための支援を行う。
- (3) 人流動向調査
ジャングリアの開業に伴い、市入域者数や人流の動向に変化が生じることが予想されるため、人流動向調査・分析を行い、開業前との比較や交通結節点と集客施設等供用開始後の将来予測を算出する。
- (4) 公共交通等利用実態調査
高速バス、路線バス、タクシー、コミュニティバス、高速船の公共交通利用の実態調査を行い、総合交通ターミナル供用時の需要予測推計・分析を行うとともに、レンタカーや電動キックボードなどの新たなモビリティの導入について先進事例も含め調査を行い、導入可能性について検討を行うこと。

(5) 住民ワークショップの開催によるまちづくりの機運醸成

昨年度までのワークショップの取り組みを踏まえ、中心市街地のまちづくり、総合交通ターミナルに求める住民ニーズをより具体的に把握・分析するため、幅広い世代を対象とした住民ワークショップ等（3回程度）を企画・実施する。関係者が具体的なまちづくりを進められるような企画を立案する。

(6) 名護市中心市街地まちづくり推進協議会及び名護市総合交通ターミナル検討部会の運営支援

本業務の実施にあたり、名護市中心市街地まちづくり推進協議会（3回程度）及び名護市総合交通ターミナル検討部会（3回程度）並びにその他会議の運営を支援する。なお、各会議の開催回数は増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

①会議資料の作成及び印刷

②会議の支援

③会議議事録の作成

上記のほか、会議の運営に必要な事項

第3章 成果品

（納入成果品）

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画（事業化検討）書 10部
- (2) 集計データ等の成果物
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (5) その他甲が指示する資料等

（納品方法）

第14条 契約期間内に、第13条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

（その他留意事項）

第15条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。